

教職員向け児童虐待対応の手引き

ぎやくたい
虐待から
子どもを守る!

子どもの小さな変化に気づくために



子どもの虐待には、大きく分けて4つのタイプがあります

身体的虐待

- なぐる、ける
- やけどを負わせる
- おぼれさせる
- 戸外に締め出す
- 物を投げつける

など

性的虐待

- 子どもへの性行
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- 子どもの裸を写真や動画で撮る

など

心理的虐待

- 傷つくことを言う
- 言葉によるおどし
- 無視をする
- きょうだいで差別する
- 子どものいる家庭できょうだいや配偶者に暴力をふるう、暴言を吐く

ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- けがや病気をしてても病院に連れて行かない
- 保護者以外の同居人による虐待を放置する

など

① 学校等の職員の役割、責務

学校等の職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で、虐待の早期発見に努める(児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)第5条)とともに、市町や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。児童虐待防止法によって、学校等の職員に求められる主な役割は以下の4点です。

- ① 虐待の早期発見に努めること(努力義務)【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村(虐待対応担当課)児童相談所等へ通告すること(義務)【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること(努力義務)【第5条第5項】

④ どんな場合にどこへ通告すればいいの?

子どもの状況

明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合

生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合

性的虐待が疑われる場合

子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

上記に該当しないが虐待が疑われる場合

通告・通報先

児童相談所へ通告

警察へ通報

両方へ連絡が必要



児童相談所へ通告



警察へ通報



市町虐待対応担当課へ通告

学校設置者、教育委員会等へ、通告・通報したことを連絡

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

- ① 確証がなくても通告すること。(誤りであったとしても責任は問われない。)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと。



- ・児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに児童相談所や市町の虐待対応担当課へ通告しなければならないとしています。
- ・虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。
- ・学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはいけません。

通告の際に提供する情報

- ・子ども・保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況(家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報)
- ・外傷や症状(誰から、いつから、どのような)、外傷・症状に関する本人の説明*
※ 詳細不要、聞き取りはオープンエスチョン¹で実施し、開示があった時点でそれ以上は聞かない。
速やかに司法面接²につなげる。
- ・出席状況(欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など)
- ・日常的な学校での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など)

まずは把握している
情報を迅速に
通告・通報する!

*1 オープンエスチョン…「はい」「いいえ」で答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

*2 司法面接…司法面接とは協同聴取、代表者聴取、協同面接ともいわれ、虐待を受けた子どもに3機関(児童相談所、警察、検察)が連携して被害内容を確認する面接で、子どもが繰り返し同じ被害内容を聴取されることを避け、子どもに与える心理的負担の軽減のために実施されている面接。